## 〔商品概要説明書〕

< 「JAあきた湖東組合員限定ウィンターキャンペーン 2025」>

(令和7年11月1日現在適用中)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1. 商 品 名	・キャンペーン金利スーパー定期貯金
(愛称)	JAあきた湖東組合員限定ウインターキャンペーン 2025
2. 募集期間	・令和7年11月1日から令和8年1月31日まで
3. 販 売 対 象	・当 JA 組合員個人(組合員家族含む)
4. 対象商品	・スーパー定期貯金〈単利型〉
5. 預入期間	・1 年 (自動継続)
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	預入時に元金または元利金継続の選択ができます。
6. 預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	- 10 万円以上 (新規)
(3)預入単位	・1 円単位
7. 払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
	「個別日以後に一佰して仏ど、失しまり。
	第1時の処党利索を進出日本で第日トナナー加同進出日NOは 自動処法時の店
(1)適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。初回満期日以降は、自動継続時の店
(a) 114 HT	頭表示の利率を、当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%,地方税 5%)※の分離課税
( ) 4 41111	※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭のポスター・チラシに表示しています。
方法	
9. 手 数 料	_
10. 付加できる特約事	・当該貯金は総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期貯金の約
項	定利率に 0.5%を上乗せした利率)。
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
11. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)に
V	より計算した利息とともに払い戻します。
	① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率   ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%
12. 貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	   当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	   51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち,「無利息,
	   要求払い,決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)
	と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13. 苦情処理措置およ	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきまして
び紛争解決措置	は,当JA本所(電話:018-855-1512)にお申し出ください。当JAで
の内容	は規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な
	対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、秋田県農業協同組合
	中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所(電話:
	018-864-2030) でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を
	利用できます。上記当JA金融課または秋田県JAバンク相談所に
	お申し出ください。
	仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記
	秋田県 J Aバンク相談所にお申し出ください。)
14. その他参考となる	・満期日以後の利息は解約日または書替え継続日における普通貯金利率により計算
事項	します。
<u> </u>	